

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年7月10日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
金沢高等学校 プールろ過機修繕
- 2 履行場所
横浜市金沢区瀬戸2-2-1
横浜市立金沢高等学校
- 3 契約日
令和7年6月13日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年6月30日
- 5 契約金額
868,120円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
東京都稲城市大丸2231番地
株式会社アクアプロダクト
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
プールろ過機において故障の発生により、プール設備において給水不可となった。早急に対応しなければ、授業等の学校運営への支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
プールろ過機の製造メーカーであり、当該メーカーのみ修繕が実施可能なため
- 9 所管
教育委員会事務局教育施設課